

栃労発基 0705 第 1 号の 2  
令和元年 7 月 5 日

関係団体の長 殿

栃木労働局長



「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」の策定について

標記については、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 68 条の 2 等により対策を進めているところですが、健康増進法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 78 号）が昨年 7 月 25 日に公布され、本年 1 月 24 日より順次施行されているところです。

今般、これらの施行を踏まえ、改正後の健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）及び労働安全衛生法第 68 条の 2 と相まって、健康増進法に規定された事項を含め、事業者が実施すべき事項を一体的に示すことで、事業者における受動喫煙防止対策の一層の推進を図るため、「職場における受動喫煙防止対策のためのガイドライン」を別添のとおり策定いたしました。

貴団体におかれては、本ガイドラインの趣旨を御理解の上、貴団体会員に対し周知徹底を図るとともに、受動喫煙防止につきまして、一層の推進を図られますようお願い申し上げます。

なお、本通達をもって、平成 27 年 5 月 15 日付け基安発 0515 第 1 号「労働安全衛生法の一部を改正する法律に基づく職場の受動喫煙防止対策の実施については廃止いたします。

